

# とこわかワーケーションプロモーション業務委託

## 参加仕様書

### 1 委託業務の名称

とこわかワーケーションプロモーション業務

### 2 業務の目的

三重県では、関係人口の増加による県内経済の活性化や地域課題の解決、移住の促進につなげることを目的として、首都圏・関西圏・中部圏等都市部の企業や個人が県内の自然豊かな環境で安全・安心かつ快適に仕事ができるワーケーションの受入れを推進してきた。令和3年度には、市町、関連団体、受入事業者等が参加する「みえモデルワーケーション研究会」から、三重県が取り組むべきワーケーションについての提言が提出された。この提言をふまえ、本県では、市町や受入事業者等と連携しながら、「とこわか（常若）ワーケーション」を推進することとなった。

ワーケーションを普及させ、働き方改革にもつながる取組とするためには、実施側（送り出し側）である企業（団体）に向けてワーケーションの実施や導入を呼びかけていく必要がある。本県では、今年度、特に企業への訴求に向けて取り組むこととし、本業務とは別の業務（「とこわかワーケーション SDGs プログラム造成業務」）において、ワーケーションを通じてSDGsへの貢献や地域課題の解決をめざす企業・団体向けのプログラム（以下「SDGsプログラム」という。）を造成する予定である。

本県にはワーケーション受入れに意欲的な市町や民間事業者が多くあり、SNSやウェブサイトなどでモデルプランや施設情報等を発信しているが、ワーケーションに取り組む自治体が増加している中、効果的な情報発信が必要であるとともに、特に企業に向けて、三重県でのワーケーションの魅力を伝える必要がある。

上記をふまえ、本業務は、各種メディア、デジタルコンテンツ、SNS等を活用して三重県の「とこわか（常若）ワーケーション」の魅力を発信し、ワーケーション目的の来県を促進することを目的として実施する。

### 3 委託業務の概要

#### (1) 委託期間

契約日から令和5年3月24日（金）まで

#### (2) 委託業務の内容

別添資料「とこわかワーケーションプロモーション業務委託仕様書」（以下、「業務仕様書」という。）のとおり

#### 4 契約上限額

3, 371, 060円（消費税及び地方消費税を含む。）

#### 5 企画提案コンペ提案者に必要な資格

企画提案コンペ提案者は、次に掲げる資格をすべて満たすことを要する。なお、(1)及び(2)の条件については、参加資格確認申請に基づき下記6(1)の手続により確認し、(3)から(5)までの条件については、最優秀提案者決定後、下記8の手続により確認する。

- (1) 本企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと
- (3) 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと
- (4) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと
- (5) 三重県が賦課徴収する県税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること

なお、共同事業体等複数者から成る組織による参加も可能とする。ただし、その場合は、当該共同事業体の各構成員が上記条件を全て満たすことを要する。共同事業体等により参加する場合は、代表となる主体を定めること。

同時に複数の共同事業体の構成員になることはできず、また、共同事業体に所属しながら自らが単独で提案を行うことはできない。

#### 6 企画提案コンペの実施方法

提案者は、下記に定める書類を提出期限までに提出すること。参加仕様書及び業務仕様書に基づき提出された企画提案書等について、別に設置する「とこわかワーケーションプロモーション業務委託企画提案コンペ選定委員会」において審査を行い、最優秀提案者を選定する。

なお、最優秀提案者は、条件を付与した上で選定される場合がある（最優秀提案者は、付与された条件を承諾できない場合は、提案を取り下げることができる。）。

##### (1) 企画提案コンペ参加資格確認の申請

###### 【提出書類】

###### ① 企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式）

###### ② 参加資格にかかる添付書類

- ・〈法人の場合〉「登記簿謄本」又は「登記事項証明書」（商号、所在地、代表者、資本金等の事項が記載されているもので、提出日以前3か月以内証明日

のもの。写し可。)

- ・〈個人の場合〉「身分証明書」(身元証明書。本籍地市町村長証明のもので、提出日以前3か月以内証明日のもの。写し可。)及び「成年被後見人、被保佐人等について登記されていないことの証明書」(東京法務局発行のもので、提出日以前3か月以内証明日のもの。写し可。)

※ 共同事業体により参加する場合は、代表者及び構成員全員についての添付書類を提出すること。

※ 三重県入札参加資格者名簿(建設工事関係)登録者または三重県物件等電子調達システム利用登録者であって、登録済みの情報に変更がない場合は、添付書類提出の省略が可能である。

③ 共同事業体協定書兼委任状(第3号様式)及び添付書類(組織規程等の写し)

※ 共同事業体による提案の場合にのみ提出すること。

※ 共同事業体の組織規程、会則、契約書等の写しを添付すること。

**【提出期限】**

令和4年7月11日(月)13時00分まで(必着)

**【提出先】**

下記17に示す所属

**【提出方法】**

持参又は郵送(電子メール、ファックスによる提出は不可。)

※ 郵送の場合は、提出期限内に配達されるかの確認や書留郵便を利用するなどの手だてを実施するとともに、下記17に示す連絡先に到達の確認を行うこと。

※ 参加資格確認結果は、令和4年7月21日(木)までに電子メールで通知する。

(2) 企画提案書等の提出

**【提出書類】**

- |                                |               |
|--------------------------------|---------------|
| ① <u>企画提案書(任意様式)</u>           | 10部(正1部、写し9部) |
| ② <u>見積書(第4号様式の1及び第4号様式の2)</u> | 10部(正1部、写し9部) |
| ③ <u>参考資料(任意様式)</u>            | 10部           |

※ 提出書類の作成にあたっては、「とこわかワーケーションプロモーション業務委託企画提案コンペ企画提案書等作成要領」(以下、「企画提案書等作成要領」という。)に記載の事項にしたがうこと。

**【提出期間】**

企画提案コンペ参加資格確認結果の通知から令和4年7月26日(火)13時00分まで

**【提出先】**

下記17に示す所属

**【提出方法】**

持参又は郵送(電子メール、ファックスによる提出は不可。)

※ 郵送の場合は、提出期限内に配達されるかの確認や書留郵便を利用するなどの手

だてを実施するとともに、下記 17 に示す所属に到達の確認を行うこと。

(3) 選定のための評価基準

以下の項目により、企画提案書等を総合的に評価して選定する。

- ① 企画性・専門性（プレスツアーの実施）（5 点×2）
  - ・ターゲット層に強みや実績を有する媒体を選定するなど、効果的な招請事業となっているか。
  - ・ボリュームのある露出が期待できる提案となっているか。
- ② 企画性・専門性（デジタルコンテンツ（SDGs プログラムプロモーション用素材）の制作）（5 点×2）
  - ・魅力的な映像・画像を制作できる体制となっているか。
- ③ 企画性・専門性（SNS アカウントの運用）（5 点×2）
  - ・SNS による情報発信の内容が魅力的であるか。
  - ・効果的な情報発信・拡散の手法について提案がされているか。
- ④ 企画性・専門性（SNS アカウント及びウェブサイトにかかるプロモーション）（5 点×2）
  - ・目標の達成につながる効果的なプロモーション手法を提案しているか。
  - ・より高い目標を設定しているか。
- ⑤ 企画性・専門性（効果検証）（5 点×2）
  - ・得られたデータについて効果的な分析手法が提案されているか。
- ⑥ 事業実施体制（5 点）
  - ・組織体制、人員など、事業の遂行に十分な体制があるか。
  - ・実施スケジュールは無理のない内容となっているか。
  - ・類似業務の実績があるなど、業務の着実な履行が期待できるか。
  - ・新型コロナウイルス感染症の状況及び対策を踏まえた提案となっているか。
- ⑦ 経済合理性（5 点）
  - ・見積価格及び積算内訳は適当か。
  - ・費用対効果の観点から事業予算額は効率的であるか。
- ⑧ 積極性（5 点×2）
  - ・追加の提案はあるか。
  - ・その内容は効果的かつ魅力的か。

(4) 第 1 次審査（書面審査）の実施

提案者が 5 者を超えた場合、適否評価及び企画提案書等による書類審査を行う。審査の結果は、全ての提案者に速やかに通知する。第 1 次審査により落選とされた提案は選定対象から除外し、第 2 次審査は行わない。

(5) 第 2 次審査（プレゼンテーション審査）の実施

提案者によるプレゼンテーションを実施する。審査の結果は、プレゼンテーション審査

に参加した全ての提案者に速やかに通知する。

**【実施日時】**

令和4年8月3日（水）午後（予定）

**【実施方法】**

ウェブ会議システム（Zoom）

※ プレゼンテーションは提案者本人が行う。ただし、事前に委任状（第2号様式）を提出し、プレゼンテーションについて代理人に委任しているときは、その代理人によるものとする。

※ 審査は、質疑応答を除き1者あたり20分程度を予定している。

※ 審査の詳細な時刻等は、別途調整のうえ電話または電子メールにより各提案者に通知する。

※ プレゼンテーションは提出のあった企画提案書等のみにより行う。ただし、企画提案書に記載したURLリンク先の映像の投影は可とする（企画提案書等作成要領2(1)③(イ)a参照）。

## 7 質疑応答

本企画提案コンペにかかる質問事項の取扱いについては、下記のとおりとする。

(1) 質問の受付期間

令和4年7月1日（金）13時00分まで

(2) 質問の方法

ファックスまたは電子メールのいずれかの方法で提出すること（任意様式）。

質問文書には、担当窓口の所属名、氏名、電話番号、ファックス番号及び電子メールアドレスを明記し、送信後、必ず電話で受信確認を行うこと。

(3) 質問の内容

質問は当該業務委託にかかる条件や参加手続に関する事項に限るものとし、他の事業者からの提案状況や企画、積算に関する内容等には回答しない。

(4) 質問に対する回答

質問内容に対する回答は、令和4年7月6日（水）までに三重県ホームページの「企画提案コンペ等公告」に掲載する。質問申請の有無にかかわらず、企画提案書等を提出する前に、質問内容に対する回答ページを確認すること。

## 8 最優秀受託候補者に提出を求める資料の内容

最優秀提案者は、県が別途指定する期限までに以下の書類を提出すること。

(1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書」（その3未納税額のない証明用）（所管税務署が過去6月以内に発行したもの）の写し（提示可。（その3の2）または（その3の3）でも可。）

(2) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したもの）の写し（提示可。）

- (3) 「契約実績証明書」(第5号様式)
- (4) 新型コロナウイルスの影響により税務署等の関係機関に納税(徴収)猶予制度を受けるために申請したことで、締切日時までに(1)及び(2)の提出または提示ができない者については「申立書」(第6号様式)

## 9 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりとする。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」という。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。
- (3) 三重県会計規則(平成18年6月16日三重県規則第69号、以下「規則」という。)第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しない。
- (4) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。
- (5) 契約金額は、見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとする。また、契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

## 10 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

### 11 見積及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

### 12 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停置要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

### 13 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受託者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下、「暴力団等」という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

- ① 断固として不当介入を拒否すること
  - ② 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること
  - ③ 発注所属に報告すること
  - ④ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより受託業務の遂行等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと
- (2) 契約締結権者は、受託者が(1)②または③の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

#### 1 4 障がい理由とする差別の解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を順守するとともに、同法第7条第2項(合理的配慮の提供義務)に準じ適切に対応すること。

#### 1 5 不適格事項

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とする。

- (1) 企画提案コンペに参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 提案者が当該企画提案コンペに対して2以上の提案をしたとき。
- (3) 提案者が他人の提案の代理をしたとき(委任状による委任を受けている場合を除く。)
- (4) 参加に際して事実と反する申請又は提案等の不正行為があったとき。
- (5) 見積価格又は企画提案書若しくは見積書の重要な文字を訂正したとき。
- (6) 契約上限額を超える金額で見積書を提出したとき。
- (7) 提出すべき書類が所定の提出期限を越えて提出された(到達した)とき。
- (8) 談合その他不正行為が行われたと認められるとき。

#### 1 6 その他

- (1) 企画提案に要する費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 提出された企画提案書等は、三重県情報公開条例に基づき情報公開の対象となる。ただし、企業秘密など公開することで提案者に不利益を与える部分は、原則として公開しない(該当部分について個別に協議する。)
- (4) 参加資格確認申請書の提出後又は参加資格確認結果の通知後に本企画提案コンペの参加を辞退する場合は、すみやかに下記17に示す所属まで書面で届け出ること(任意様式)。

#### 1 7 企画提案コンペ及び契約に関する事務を担当する課・班

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部県産品振興課 営業推進班(担当 佐藤、鈴木)

電話: 059-224-2386

ファックス: 059-224-3024

電子メール: [eigy@pref.mie.lg.jp](mailto:eigy@pref.mie.lg.jp)